

三井住友・ニュー・アジア・ファンド

運用状況、今後の見通しなどを

運用担当者に聞きました！



平素は「三井住友・ニュー・アジア・ファンド」（以下、当ファンド）をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

当ファンドは、フロンティア地域を含む東南・南アジアの企業の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して2015年2月に運用を開始しました。本資料では、これまでの運用経過や今後の見通しについて、ご報告いたします。

足元の市場環境と基準価額および純資産総額の推移

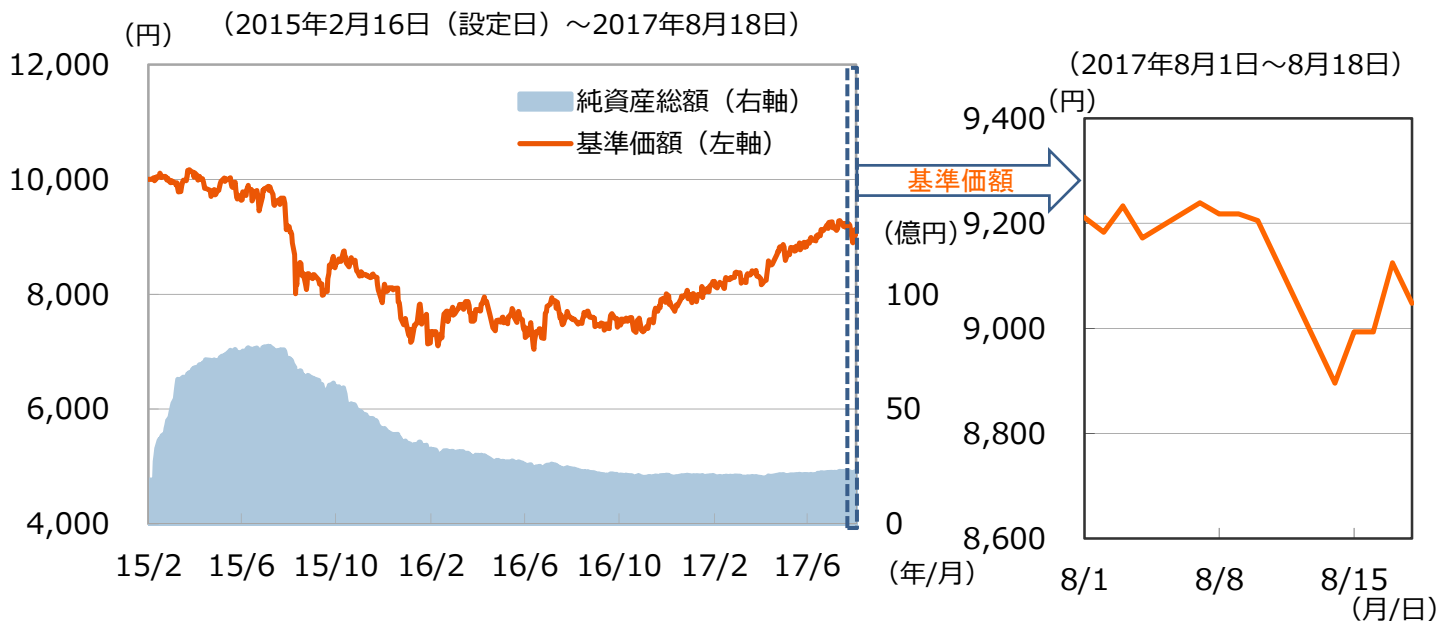
アジア株式市場は、2016年末から7月末にかけて堅調に推移した後、8月に入って小幅反落しました。米国と北朝鮮の間の緊張の高まりや、米国のトランプ政権内部の不協和音に伴う先行き不透明感が米国株式市場の利益確定売りの契機となりました。米国市場の下落に加えて、アジア企業の4-6月期の業績発表に伴う材料出尽くし感も、一部アジア市場の下落要因となりました。

当ファンドの主要投資対象市場を個別にみると、インドは7月1日にGST（物品・サービス税）が円滑に導入されたことを好感して、株価が一段高となったことから、利益確定売りがしやすい環境となりました。好業績を発表した大手鉄鋼株などが上昇したものの、冴えない業績を発表した医薬品株等を中心に利食いに押される展開となりました。

シンガポールは、不動産銘柄が住宅販売の回復などから上昇した一方、収益性改善期待から上昇していた銀行株の利益確定売りや、競争激化により業績が悪化した大手公共交通株の下落などにより小幅安となりました。一方、インドネシアは、データ通信需要の拡大を受けた通信会社の底堅い業績や、根強いインフラ投資期待を背景にしたセメント株の見直し買い等により、小幅高となりました。

為替は、米国の早期追加利上げ観測の後退などから、米ドルが日本円等に対して小幅に弱含む動きとなりました。アジア通貨は対米ドルで概ね安定的に推移した結果、日本円はアジア通貨に対して小幅に円高となりました（基準価額にはマイナス要因）。

基準価額および純資産総額の推移



- (注1) 基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
- (注2) 当ファンドは2017年8月18日現在、分配を行っておりません。
- (注3) 点線囲みは2017年8月1日～2017年8月18日。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

※ ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは5ページおよび投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

ポートフォリオの概況（2017年7月末現在）

国・地域構成比率 (%)		通貨構成比率 (%)		上位10業種構成比率 (%)				
1	インド	32.3	1	インドルピー	26.1	1	銀行	26.7
2	シンガポール	17.7	2	シンガポールドル	18.5	2	不動産	10.4
3	マレーシア	11.6	3	マレーシアリングギット	11.6	3	自動車・自動車部品	10.1
4	インドネシア	11.5	4	インドネシアルピア	11.5	4	エネルギー	7.8
5	タイ	9.8	5	タイバーツ	9.0	5	電気通信サービス	6.7
6	フィリピン	5.4	6	米ドル	6.2	6	食品・飲料・タバコ	6.5
7	ベトナム	3.7	7	フィリピンペソ	5.4	7	資本財	6.1
8	スリランカ	2.0	8	ベトナムドン	3.7	8	消費者サービス	5.3
9	バングラデシュ	1.6	9	スリランカルピー	2.0	9	ソフトウェア・サービス	3.4
			10	バングラデシュタカ	1.6	10	素材	3.2

(注1) 各項目の比率は、当ファンドが主な投資対象とする投資信託証券（ニュー・アジア・エクイティファンド（JPYクラス））について、UOB-SMアセットマネジメントから提供を受けたデータを基に純資産総額を100%として計算した値です。

(注2) 四捨五入の関係上、合計が一致しないあるいは100%とならない場合があります。

(注3) 業種はGICS（世界産業分類基準）による分類です。

※上記は過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

運用状況および今後の市場見通し

<運用状況>

当ファンドでは、長期的に高い成長が見込まれる東南アジア地域や、インドをはじめとする南アジア地域の優れた企業を厳選して投資しています。銘柄選択に当たっては、国や産業の成長や投資対象企業のビジネスモデルなどに着目しています。

このところの投資状況としては、マレーシアで積極的なインフラ整備や都市開発計画に携わる大手不動産開発・建設会社を組み入れたほか、インドネシアでブロードバンド通信の需要拡大に恩恵を受ける中堅企業を組み入れました。一方で、消費需要は堅調ではあるものの競争激化による売上伸び悩みに直面するインドネシアの百貨店銘柄を売却するなど、今後の環境変化見通しに応じた銘柄入替を行いました。

<今後の市場見通し>

今後のアジア株式市場は、短期的には地政学要因や米国の政権に対する不透明感に加えて、FRB（米国連邦準備制度理事会）が9月のFOMC（米国連邦公開市場委員会）でバランスシートを縮小する方針を打ち出すと予想されることによる手控え感から、上値が重くなる可能性もあります。

しかし、中期的に強気な見方には変わりありません。その理由として、まず好調なアジア経済が挙げられます。FRBがバランスシートを縮小し、金融政策の正常化に踏み切れるくらいに世界経済は好調で、アジア経済にとっても追い風が見込まれます。アジア域内で発表された2017年第2四半期の前年同期比のGDP（国内総生産）成長率は、総じて事前予想を上回り、今後も好調が維持される見通しです。中国経済が安定化していることに加えて、東南アジア諸国では、フィリピンが前年比6.5%増、マレーシアが同5.8%増、タイが同3.7%増といずれも市場予想を上回りました。良好な人口動態、都市化の進展に伴うインフラ投資や海外からの直接投資の増加といった長期的なドライバーも健在です。

次に、好調な経済を受けて、企業業績の伸びが見込まれます。4-6月期の業績は、市場によりまちまちですが、東南アジア市場では概ね増収増益となりました。インド市場では、GST導入に備えて企業が在庫を圧縮したことなどにより一時的に減益となった業種もみられましたが、売上の伸びは続いており、基調は悪くありません。今後は、インフラ投資の拡大や住宅購入意欲の高まりなどをを受けて建設・不動産や銀行などの関連業界の業績の伸びが見込まれます。また、石炭・石油など資源価格の安定化も関連業界にとって追い風となる見通しです。通信業界では、データ通信需要の高まりが、新興アジア諸国で携帯通信に比べて普及が遅れていた固定回線ブロードバンド需要を高める動きも見え始めるなど、多くの業種で明るさが見えています。その反面、インドの医薬品産業は、主要販売先である米国での後発品に対する価格圧力の激化で業績が下ぶれています。また、インドルピーのように対前年比で米ドルに対して強含んでいる通貨もあり、インドのITサービス会社のように自国内よりも米国など海外売上比率が高い企業では、為替の影響で自国通貨建てでの売り上げや利益が目減りする企業もあり、業種や企業ごとの動向に注意を払う必要があります。

※上記の今後の市場見通しおよび今後の運用方針は当資料作成時点のものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。

【ファンドの目的・特色】

＜ファンドの目的＞

投資信託への投資を通じて、主としてフロンティア地域を含む東南・南アジア各国の取引所に上場している株式および当該地域において事業活動を行う企業の株式等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

＜ファンドの特色＞

特色 1 主としてフロンティア地域*¹を含む東南・南アジア各国の取引所に上場している株式および当該地域において事業活動を行う企業の株式等に投資します。

- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- 株式のほか、DR（預託証券）*²、上場不動産投資信託および上場インフラファンド等にも投資することがあります。

特色 2 投資対象ファンドの運用は、現地の株式運用に強みをもつ「UOB-SMアセットマネジメント」、「三井住友アセットマネジメント」および「UOBアセットマネジメント」が行います。

特色 3 実質組入れ外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

特色 4 年2回決算を行い、決算毎に分配方針に基づき分配を行います。

- 年2回（原則として毎年2月および8月の20日。休業日の場合は翌営業日）の決算時に分配を行うことを目指します。
- 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

* 1 当ファンドにおいて、フロンティア地域とは、経済が初期の発展段階にあり将来的に高い成長が期待される国を指します。

* 2 DR（預託証券）とは、Depositary Receiptの略で、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

【投資リスク】

＜基準価額の変動要因＞

ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。ファンドが組み入れる投資信託は、主として海外の株式を投資対象としており、その価格は、保有する株式の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。ファンドが組み入れる投資信託の価格の変動により、ファンドの基準価額も上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。運用の結果としてファンドに生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属**します。したがって、ファンドは**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく**、一定の投資成果を保証するものでもありません。

ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

◆価格変動リスク

■株式市場リスク…株式の価格の下落は、基準価額の下落要因です

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

■信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆為替変動リスク…円高は基準価額の下落要因です

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

◆市場流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

＜その他の留意点＞

◆分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
 - 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

■ お申込みメモ（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

購入・換金の申込受付日	原則として、申込不可日を除きいつでも購入、換金の申込みができます。
購入単位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して8営業日目以降にお支払いします。
申込不可日	シンガポールまたはインドの取引所の休業日のいずれかに当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。
決算および分配	年2回（毎年2月および8月の20日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。 ※ 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
信託期間	2015年2月16日から2025年2月20日まで
繰上償還	委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 配当控除の適用はありません。 ※ 上記は作成基準日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

■ ファンドの費用（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

① 投資者が直接的に負担する費用

項目	費用額
購入時手数料	購入価額に 3.24%（税抜き3.0%）を上限 として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。

② 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

項目	費用額
運用管理費用（信託報酬）	ファンドの純資産総額に 年1.1124%（税抜き1.03%） の率を乗じた額 ※投資対象とする投資信託の信託報酬等を含めた場合、 年1.8824%（税抜き1.8%）程度 となります。
その他の費用・手数料	上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。

※ファンドの費用（手数料等）の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

■ 委託会社、その他の関係法人

委託会社	三井住友アセットマネジメント株式会社（ファンドの運用の指図等を行います。） 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 ホームページ： http://www.smam-jp.com 電話番号： 0120-88-2976 [受付時間] 営業日の午前9時～午後5時
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社（ファンドの財産の保管および管理等を行います。）
販売会社	委託会社にお問い合わせください。（ファンドの募集・販売の取扱い等を行います。）

■ 販売会社

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問 業協会	一般社団法人 金融先物取引 業協会	備考
S M B Cフレンド証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第40号	○	○			
株式会社 S B I証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○	○		○	
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第169号	○				
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第61号	○			○	
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第20号	○				
東洋証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第121号	○				
水戸証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第181号	○		○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	

【重要な注意事項】

- 当資料は三井住友アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、当資料は三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。投資信託説明書（交付目論見書）、目論見書補完書面等は販売会社にご請求ください。
- 当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。